

アウトソーシング(市民による業務参加)指針

平成17年3月

流 山 市

目 次

| | | |
|---|--|---|
| 1 | アウトソーシング(市民による業務参加)指針の目的 | 2 |
| 2 | 定員適正化計画とアウトソーシング(市民による業務参加)計画の連携の必要性 | 3 |
| | (1)定員適正化計画とアウトソーシング(市民による業務参加)計画の役割 | 3 |
| | (2)アウトソーシング(市民による業務参加)計画の策定 | 3 |
| 3 | アウトソーシング(市民による業務参加)の基本的な考え方 | 4 |
| | (1)アウトソーシング(市民による業務参加)とは | 4 |
| | (2)市民と協働ができる分野の明確化 | 5 |
| 4 | NPO等とのガイドラインの策定 | 9 |

1 アウトソーシング（市民による業務参加）指針の目的

本市は、平成17年度から平成21年度の5か年間で、徹底した行財政改革を実行することにより、市民満足度を高め、都市間競争をリードするための行財政の基盤を構築します。

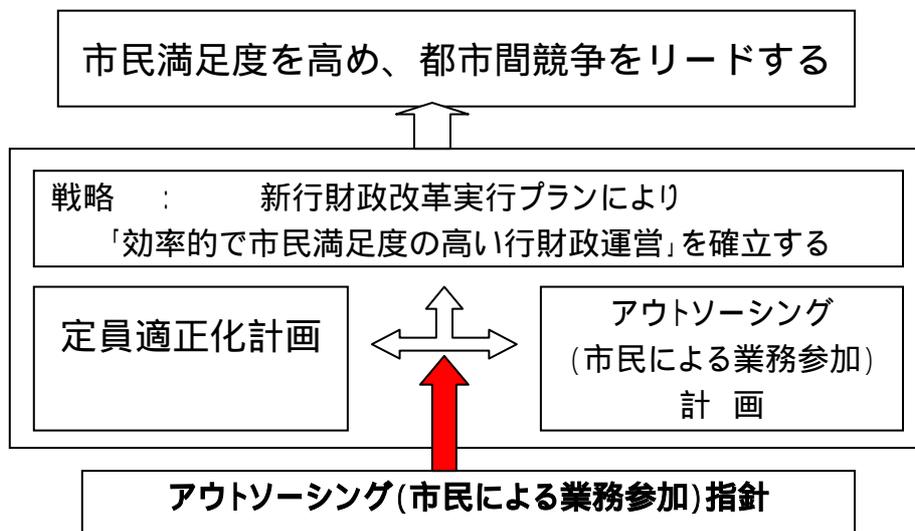
そのために、戦略の1つとして、『新行財政改革実行プラン（以下「実行プラン」という。）により、「効率的で市民満足度の高い行財政運営」を確立していくこと』を掲げており、この戦略の基盤を構築するために、定員適正化計画とアウトソーシング（市民による業務参加）計画を策定します。

また、アウトソーシング（市民による業務参加）計画は、流山市行財政改革審議会からの「本市のアウトソーシングは、単なる業務委託ではなく、市民参加を推進していくための手法として活用すべき」との提言を真摯に受け止め、市民参加を原点としてまいります。

そこで、定員適正化計画は、コスト削減と同時に市民との協働を実践していくために、職員総数を削減する年次計画と位置づけ、アウトソーシング（市民による業務参加）計画は、職員数の削減と歩調を合せ、市民との協働が可能な業務を明確化し、実践するための計画と位置づけます。

そして、アウトソーシング（市民による業務参加）指針は、定員適正化計画とアウトソーシング（市民による業務参加）計画の連携の必要性と、本市におけるアウトソーシング（市民による業務参加）の基本的な考え方を示すために策定します。

《アウトソーシング（市民による業務参加）指針の位置づけ》



2 定員適正化計画とアウトソーシング（市民による業務参加）

計画の連携の必要性

（１）定員適正化計画とアウトソーシング（市民による業務参加）計画の役割

本市は、今後、厳しい財政事情の中で、IT化や少子高齢化など、社会環境の変化に対応していかなければなりません。

特に、団塊の世代の市民が退職時期を迎えることなどにより、市民参加を望む声は、雇用促進の観点からも増大していくことが予想されます。

そのためには、職員総数の削減は、単なるコスト削減の手段ではなく、これまで公務員が担ってきた行政サービスを、市民との協働により実践するため、必要であると考えます。

そこで、前述のとおり、別途策定する「定員適正化計画」は、コスト削減と同時に市民との協働を実践していくために、職員総数を削減する年次計画と位置づけ、アウトソーシング（市民による業務参加）計画は、職員数の削減と歩調を合せ、市民との協働が可能な業務を明確化し、実践するための計画と位置づけます。

この両計画を連携させ、実践することにより、市民の英知を最大限に活かし、小さな組織で市民満足度の高い行政サービスを、提供して参ります。

（２）アウトソーシング（市民による業務参加）計画の策定

定員適正化計画は、職員総数を平成17年度から21年度までの間に172人削減していく予定です。

そこで、アウトソーシング（市民による業務参加）計画は、定員適正化計画の職員削減数と歩調を合わせ、市民との協働が可能な業務を明確化し、実践していくために、本指針が掲げる基本的考え方に基づき、平成17年度中に策定します。

定員適正化計画：平成21年度までに職員総数を172人削減



歩調を合わせる

アウトソーシング(市民による業務参加)指針



平成17年度にアウトソーシング(市民による業務参加)計画を策定

3 アウトソーシング(市民による業務参加)の基本的な考え方

(1) アウトソーシング(市民による業務参加)とは

一般的に「アウトソーシング」という用語は、外部への業務委託を指しますが、本市における「アウトソーシング」は、次のような考え方により、市民参加の一環として推進するために「市民による業務参加」を併記します。

本市が実行する行財政改革は、単なるコストの削減だけを目指すのではなく、市民満足度を高めることを目標とする。

市民満足度を高めるためには、市民の意見を反映させるだけでなく(行政評価システムにおける「まちづくりアンケート調査」等)、市民が直接参加できる環境整備を進めることが重要。

今後、2~3年に亘り団塊の世代の市民が退職時期を迎えることにより、市民参加を望む声は、増大していくことが予想される。

市民自らが行政運営に参加することは、市民サービスの向上や人件費の抑制に結びつき、更には、雇用の促進、高齢者の健康増進による医療費の抑制や、介護予防などの効果が期待できる。

また、市民とは、「個人の市民、NPO(法人・ボランティア団体を含む)、自治会、民間企業」を指します。

(2) 市民と協働ができる分野の明確化

現在、流山市には、877の事務事業(平成15年度決算)があり、ほとんどの事務事業の運営は公務員が従事しています。その理由は、事務事業は法令や条例等に基づくものであり、公務員以外は従事できないと考えているためです。

当該指針では、この考え方を「公権力の行使」といいます。

公権力：行政法(地方自治法・戸籍法・地方教育行政の組織及び運営に関する法律等、条例・規則等)の規定により行政に与えられた権限(許可・認可等)

しかしながら、行財政改革という潮流の中で、法令による規制緩和や、公権力に対する解釈の変化により、従来「公権力の行使」とされてきた事務事業も、業務委託(パート雇用を含む)の対象とされるようになってきました。

例えば、公共施設管理への指定管理者制度の導入や、社会保険料の徴収をコンビニエンスストアなどに開放する試みなどがあげられます。

そこで、本市でも「市民との協働」の可能性を把握する目的として、「市民が担う分野」、「市民と協働できる分野」、「公務員でなければ対応できない分野」の3つの分野に、事務事業を振り分けるシミュレーションを行いました。

《「市民との協働」の可能性をシミュレーション》

| 市民が担う 分野 | 市民と協働できる 分野 | 公務員でなければ 対応できない分野 |
|--------------|----------------|----------------------|
| 市民・NPO・企業が担当 | 一部市民が参画 | 公務員が担当 |

シミュレーションの方法と結果

ア 3つの分野の定義

(ア)「市民が担う分野」に含むもの：法令(条例を含む：以下同様)に抵触せず、アウトソーシングが可能と考える事務事業です。

(イ)「市民と協働できる分野」に含むもの：少数の職員を配置し許可等公権力が必要な業務を担当させ、残りの業務をアウトソーシングする事務事業です。

(ウ)「公務員でなければ対応できない分野」に含むもの：法令を改正しなければアウトソーシングが出来ない、「公権力の行使」が必要な事務事業です。

* 市民とは、個人の市民・NPO（法人及びボランティア団体、自治会等を含む）・企業を指します。

イ シミュレーションの方法

シミュレーションは、平成15年度の事務事業を対象としました。各分野への割り振りは、行政評価システムの事務事業評価表の内容を基に、先進自治体における事例等を参考とし、判定しています。

また、今回のシミュレーションのテーマは、アウトソーシングの可能性を把握することを主な目的としていますので、今回の作業の中では、単純に事務事業を単位として、振り分けています。

ウ シミュレーションの結果

| 分 野 | 事務事業数(事業) |
|--------------------|-----------|
| 「市民が担う分野」 | 327 |
| 「市民と協働できる分野」 | 31 |
| 「公務員でなければ対応できない分野」 | 519 |

* 内訳は、参考として別掲します。

エ シミュレーションの結果とアウトソーシング(市民による業務参加)計画

アウトソーシング(市民による業務参加)計画は、平成17年度に「シミュレーションの結果」等を参考に、市民の意見をいただきながら、行財政改革担当部と各部局とのヒアリングを行い、策定します。

(参考) 部局別シミュレーションは、先進市における事例を参考としています。

別掲：部局別シミュレーション

| 部局 | 区分 | 事業数 | 市民が担う分野及び市民と協働できる分野の主な事業 |
|-------|------------------|-----|---|
| 企画部 | 市民が担う分野 | 7 | ・広報紙発行事業 ・各種施策の啓発活動事業 |
| | 市民と協働できる分野 | 7 | |
| | 公務員でなければ対応できない分野 | 33 | |
| 総務部 | 市民が担う分野 | 18 | ・職員等給与支給事業 ・施設管理事業 ・公用車管理事業 |
| | 市民と協働できる分野 | 4 | |
| | 公務員でなければ対応できない分野 | 39 | |
| 財政部 | 市民が担う分野 | 6 | ・各種電算システム整備事業 |
| | 市民と協働できる分野 | 0 | |
| | 公務員でなければ対応できない分野 | 30 | |
| 市民生活部 | 市民が担う分野 | 20 | ・住民基本台帳事務管理事業(受付業務) ・コミュニティホーム維持管理事業 ・交通安全啓発・指導事業 |
| | 市民と協働できる分野 | 10 | |
| | 公務員でなければ対応できない分野 | 27 | |
| 保健福祉部 | 市民が担う分野 | 68 | ・福祉会館運営事業 ・児童センター運営事業 |
| | 市民と協働できる分野 | 5 | |
| | 公務員でなければ対応できない分野 | 106 | |
| 経済部 | 市民が担う分野 | 8 | ・観光マップ作成事業 ・市民農園事業 ・農業共進会事業 |
| | 市民と協働できる分野 | 0 | |
| | 公務員でなければ対応できない分野 | 55 | |
| 環境部 | 市民が担う分野 | 32 | ・青草等対策事業 ・ごみ処理施設管理事業 ・ごみ減量・資源化推進事業 |
| | 市民と協働できる分野 | 1 | |
| | 公務員でなければ対応できない分野 | 16 | |
| 都市計画部 | 市民が担う分野 | 6 | ・用途地域等の図書作成事業 ・市営住宅整備事業 |
| | 市民と協働できる分野 | 0 | |
| | 公務員でなければ対応できない分野 | 18 | |
| 都市整備部 | 市民が担う分野 | 12 | ・ガーデニングコンテスト事業 ・地区花壇事業 ・緑化講習会開催事業 |
| | 市民と協働できる分野 | 0 | |
| | 公務員でなければ対応できない分野 | 21 | |
| 土木部 | 市民が担う分野 | 45 | ・道路照明管理事業 ・道路維持事業 ・排水管等維持管理事業 |
| | 市民と協働できる分野 | 0 | |
| | 公務員でなければ対応できない分野 | 42 | |
| 会計課 | 市民が担う分野 | 0 | |
| | 市民と協働できる分野 | 0 | |
| | 公務員でなければ対応できない分野 | 2 | |
| 水道局 | 市民が担う分野 | 7 | ・水道会計事業 ・水道広報発行事業 ・水道週間啓発事業 |
| | 市民と協働できる分野 | 0 | |
| | 公務員でなければ対応できない分野 | 11 | |

(参考) 部局別シミュレーションは、先進市における事例を参考としています。

別掲：部局別シミュレーション

| | | | |
|-------|------------------|-----|--------------------------|
| 議会事務局 | 区分 | 事業数 | 市民が担う分野及び市民と協働できる分野の主な事業 |
| | 市民が担う分野 | 0 | |
| | 市民と協働できる分野 | 0 | |
| | 公務員でなければ対応できない分野 | 4 | |

| | | | |
|------------|------------------|-----|--------------------------|
| 選挙管理委員会事務局 | 区分 | 事業数 | 市民が担う分野及び市民と協働できる分野の主な事業 |
| | 市民が担う分野 | 0 | 協働による各種選挙の投票事務 |
| | 市民と協働できる分野 | 3 | |
| | 公務員でなければ対応できない分野 | 3 | |

| | | | |
|---------|------------------|-----|--------------------------|
| 監査委員事務局 | 区分 | 事業数 | 市民が担う分野及び市民と協働できる分野の主な事業 |
| | 市民が担う分野 | 0 | |
| | 市民と協働できる分野 | 0 | |
| | 公務員でなければ対応できない分野 | 1 | |

| | | | |
|----------|------------------|-----|--------------------------|
| 農業委員会事務局 | 区分 | 事業数 | 市民が担う分野及び市民と協働できる分野の主な事業 |
| | 市民が担う分野 | 0 | |
| | 市民と協働できる分野 | 0 | |
| | 公務員でなければ対応できない分野 | 2 | |

| | | | |
|-------|------------------|-----|--------------------------------|
| 学校教育部 | 区分 | 事業数 | 市民が担う分野及び市民と協働できる分野の主な事業 |
| | 市民が担う分野 | 30 | ・学校給食業務管理事業 ・小中学校施設環境衛生管理事業 |
| | 市民と協働できる分野 | 0 | |
| | 公務員でなければ対応できない分野 | 50 | |

| | | | |
|-------|------------------|-----|--|
| 生涯学習部 | 区分 | 事業数 | 市民が担う分野及び市民と協働できる分野の主な事業 |
| | 市民が担う分野 | 68 | ・図書館奉仕事業 ・公民館施設管理事業 ・総合運動公園体育館管理事業 |
| | 市民と協働できる分野 | 1 | |
| | 公務員でなければ対応できない分野 | 27 | |

| | | | |
|------|------------------|-----|--------------------------|
| 消防本部 | 区分 | 事業数 | 市民が担う分野及び市民と協働できる分野の主な事業 |
| | 市民が担う分野 | 0 | |
| | 市民と協働できる分野 | 0 | |
| | 公務員でなければ対応できない分野 | 32 | |

4 NPO等とのガイドラインの策定

新行財政改革実行プランは、『第2編実行プラン・方針1市民の力を活かします(1)市民と行政の協働の推進』の中で、NPO等とのガイドラインの策定及び協働の推進を掲げています。

このガイドラインは、本市における「協働」や「パートナーシップ」の考え方を示し、また、市民と行政が対等な立場で、公平・公正・透明な契約を交わすための基準として、平成17年度中に策定します。